

自治基本条例 他市町村条文比較表(前文)

自治体名称	北海道ニセコ町	大阪府岸和田市	三重県伊賀市	東京都三鷹市
条例名称	ニセコ町まちづくり基本条例	岸和田市自治基本条例	伊賀市自治基本条例	三鷹市自治基本条例
策定年月日	平成12年12月27日	平成16年12月10日	平成16年12月24日	平成17年9月29日
施行年月日	平成22年3月16日(改正)	平成17年8月1日	平成16年12月24日	平成18年4月1日
前文	<p>ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て住むことが誇りに思えるまちをめざします。</p> <p>まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。</p> <p>わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。</p>	<p>私たちは、茅渚の海から和泉葛城の山に至る美しく豊かな自然に対して深い愛着を抱いています。青い海と空をこよなく愛し、水の恵みと大地の実りへの感謝の気持ちを忘れず、その源となる山々への畏敬の念を旨に刻み込んできました。</p> <p>私たちのまちは、この恵まれた地勢を活かした農業や林業、水産業を中心としながら、一方で地場産業を育み、工業化を進め、都市として発展してきました。また城下町としての歴史と伝統が息づき、だんじり祭りをはじめとした伝統行事や民族文化が継承されています。</p> <p>私たちは、いにしえより先人たちが守り続けてきたこれらの自然と、起こし育ててきた産業や伝統、培われてきた文化を受け継ぎ、次世代へ引き継いでいかなければなりません。これらを礎としながら、平和を願い、時代を担う子どもたちを育み、すべての人権を尊重する豊かなまちづくりに取り組んでいきます。</p> <p>私たちは、市民が自治の主体、市政の主権者でありことを認識し、自らの地域は自らの手で築いていこうとする意思を明確にし、自ら考え、行動することで常に安心していつまでもすみ続けることができる、個性豊かな持続性のある地域社会、すなわち「市民自治都市」の実現を目指します。</p> <p>今、ここに「市民自治都市」を実現していくための基本原理として岸和田市自治基本条例を制定します。</p>	<p>伊賀地域は、四方を山々に囲まれた盆地で、古来から伊賀の国として一つのまとまった圏域を形成してきました。隣接した地域に都が長年置かれていたこともあり、様々な影響を受けながらも、伊賀の人々により独自の文化や産業が築かれてきました。また、近年では、日本の中央部に位置する地理的な関係や交通機関の発達などから東西日本を結節融合する畿央地域としての特徴も有しています。</p> <p>これまでの伊賀の自治について見たとき、中世には“惣(そう)”という村落の自治運営組織が存在し、その連合体として“伊賀の国”が形成されていました。</p> <p>また、近年では、地方分権の流れや市町村合併を契機として、自分たちの地域は自ら治めていこうという“補完性の原則”の考え方や“住民自治”の実現が重要視され、伊賀市にとって欠かせないものとなっています。</p> <p>こうした背景のもと、伊賀市の自治における市民の権利や責務を明らかにし、伊賀市の将来像である“ひとが輝く地域が輝く”自立したまちの実現を確かなものとするため、自治基本条例を制定します。</p>	<p>主権者である市民の信託に基づく三鷹市政は、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければなりません。</p> <p>市民にとって最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人々が、参加し、助け合い、そして共に責任を担い合う協働のまちづくりを進めることを基調とし、魅力と個性のあふれるまち三鷹を創ることを目指すものである。</p> <p>三鷹市は、文人たちも愛した緑と水の豊かなまちであり、これまでの歩みの中でも市民生活の向上に積極的に取り組むなど、常に先駆的なまちづくりを進めてきた。</p> <p>私たち市民は、郷土三鷹を愛し、自然と文化、歴史を大切に、誇りに思える地域社会を築くとともに、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした市民自治を確かなものとし、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの三鷹において実現するために、三鷹市の最高規範として、ここにこの条例を制定する。</p>
自治体名称	新潟県上越市	千葉県流山市	大阪府阪南市	愛知県安城市
条例名称	上越市自治基本条例	流山市自治基本条例	阪南市自治基本条例	安城市自治基本条例
策定年月日	平成20年3月28日	平成21年3月24日	平成21年6月4日	平成21年10月1日
施行年月日	平成20年4月1日	平成21年4月1日	平成21年7月1日	平成22年4月1日
前文	<p>上越地域は、日本海と頸城の山々や大地がもたらす四季け、細やかな人の心と文化をはぐみながら、多様な歴史を刻み、栄えてきました。</p> <p>こうした中、少子化・高齢化の急速な進展や地方分権時代の到来などは、私たちに最も身近な自治体と、そこでの自治の在り方を今一度考えさせる契機となりました。</p> <p>私たちは、地方分権時代の幕開けを地域が新たに飛躍する機会ととらえて、「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」という基本理念の下、平成17年1月1日新しい上越市を出発させました。</p> <p>新しい上越市のまちづくりにおいて、私たちは、この地域の人々が築き上げてきた歴史や文化、海・山・大地の恵まれた自然などの多様な地域資源を大切に、「共生」の考え方により人と人、地域と地域が互いに支えあいながら、自らの手でまちをつくり上げ、次の世代に引き継いでいかなければなりません。</p> <p>そのためには、私たち一人ひとりが、人と郷土を愛する心をより一層はぐんでいくとともに、まちづくりの主体として、身近なところから市政運営に参画し、協働によるまちづくりを進めていくことが何よりも必要となります。</p> <p>私たちは、今ここに、自治の主体としての権利と責務を改めて認識し、自主自立のまちづくりに取り組むことを決意して、自治の最高規範となるこの条例を制定します。</p>	<p>わたしたちのまち流山市は、江戸川、利根運河などの豊かな水辺、下総台地に広がる豊かな森に包まれたまちです。</p> <p>わたしたちは、先人たちが永々と築いてきた水と緑と文化を大切にするとともに市民同士のつながりを大事にする地域社会を築き、皆が「ここに住んでよかった」と思えるまちを目指しています。</p> <p>地方分権をさらに推進するため、地方自治の本旨に基づき市民自治を進める地方公共団体である地方政府としての流山市は、市民の意思を十分に把握し自らの責任で政策を策定し実行しなければなりません。そして市民は、自分たちの課題は自分たちで解決するという市民自治の精神にのっとり、行政議会とともに、まちづくりを進めることが求められています。</p> <p>この大きな目標を実現するためには、市民は互いに助け合い、共に責任をに責任を担い合って、積極的にまちづくりに参加し、そして、市及び議会は、市民の信託にこたえ、市民と連携し、協力して、市民自治によるまちづくりを進めなければなりません。</p> <p>そのためには、市民自治の基本的な理念を確立し、市民が主体的に参加する方法、情報の公開と共有、市民と市及び議会の役割と責務など自治体を運営していくための基本的な原則、仕組みが必要で。</p> <p>流山市は、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨に基づき、市民福祉の向上を目指し、市民自治のための普遍の原則を定め、ここに流山市自治基本条例を制定します。</p>	<p>阪南市は、緑豊かな和泉山脈と波静かな茅渚の海に囲まれ、温暖な気候風土という自然環境にも恵まれ、熊野古道へと続くいにしへの歴史街道や秋のやぐら祭り等に見られる歴史的遺産や文化的遺産も数多く継承されています。</p> <p>私たち阪南市民は、これまで先人が築き上げてきた歴史、培ってきた文化、多様な産業と豊かな自然を受け継ぎながら自らの知識や経験・創造性を活かし、全ての人が思いやりを持ち、人と人とのつながりをひろげ、次世代を担う子どもたちを育み、平和で明るく豊かな安心・安全のまちづくりを推進し、将来にわたって持続可能な社会を次の世代へ引き継ぐ責任があります。</p> <p>一方、地方分権が進むこれからの時代は、地方自治が大きく変化し、まちづくりをこれまでの行政主導から市民主導へと大きく転換しなければなりません。私たちは、今日までの市民参画をさらに発展させ、自治の主役である市民によるまちづくりがより一層推進できる仕組みを構築する必要があり、これまで以上に市民、議会及び執行機関が信頼を深め、協働してまちづくりを進めていくことが求められます。</p> <p>そのため、市民一人ひとりの人権が尊重され、生活するすべての市民が、このまちで永く学び働き住んでよかったと思えるよう、市民同士が交流を深め、補完し合い、市民相互の協働ならびに市民、議会及び執行機関との協働を基本とし適切に役割と責任を明らかにしたうえで分担し合い、自己決定及び自己責任による個性豊かな持続性のある地方自治を推進しなければなりません。</p> <p>よってここに、よりよい阪南市をつくるための最高規範として、阪南市自治基本条例を制定します。</p>	<p>私たちのまち安城は、先人の開拓者精神により碧海台地に引いた明治用水の豊かな水にはぐまれ、かつては日本のデンマークと呼ばれるほどの農業先進地として知られ、また、恵まれた地理的条件から都市化・工業化も進み、農・工・商バランスのとれたまちとして発展してきました。</p> <p>私たちは、この豊かな水と田園風景、進取の気風や共存共栄の精神など、先人が築き、たゆまぬ努力によって守り育ててきた誇りや財産を大切にしながら、おとなも子どもも個人として尊重され、だれもが幸せに暮らし続けられるまちを創造し、未来を担う子どもたちに引き継ぎたいと願っています。</p> <p>そのためには、私たち一人ひとりが、自ら考え行動する自立した市民として、また、まちづくりの担い手として、助け合いながら協働することが必要です。私たちは、市民が主役の自治の実現を目指し、ここに、安城市自治基本条例を制定します。</p>